



医療機関版

NEWS LETTER

2018 年 4 月号

上原会計事務所

長野県松本市島立1095番地1デザインセンタービル2F
TEL : 0263-88-2514 / FAX : 0263-88-2516

Topic

ホームページが広告規制の対象に

昨年の医療法改正で、医療に関する広告規制の見直しが行われました。今年6月施行予定の省令では、これまで広告規制の対象外とされてきた医療機関のホームページも「広告」となり、規制や罰則の対象に加わります。



幅広い情報提供をするには

比較的自由に情報が掲載できた医療機関のホームページはこれまで、集客のための情報が比較的自由に掲載できました。今後は看板やチラシと同様に規制されますが、以下を満たす場合には、提供できる情報範囲が広がります。

- ✓ 患者等が、適切な医療機関を選ぶために、自ら情報を求めて検索等をした結果表示されたホームページ、メルマガ等であること
 - ※例えば「癌治療」と検索した際にスポンサーとして表示されるもの、検索サイト運営会社に費用を支払い意図的に上位に表示される状態にしたもの等は、この条件を満たしません。チラシ等と同様の厳しい広告規制の対象となります。
- ✓ 表示された情報について、患者等が容易に照会できるよう、電話番号、Eメールアドレス等の問合せ先等が明示されていること

また、自由診療の情報を掲載する場合には、以下の情報提供が求められます。

- ✓ 通常必要とされる治療等の内容、費用等
- ✓ 治療等に係る主なリスク、副作用等

罰則付きの規制対象

医療法の規定等により罰則付きで禁止されている次の広告について、今後はホームページ

等も同様に罰則付きで規制の対象となります。

× 比較優良広告

- × 肝臓がん治療では、日本有数の実績
- × 著名人も当院で治療を受けています

× 誇大広告

- × 知事の許可を取得した病院 ←特別感の印象付け
- × 医師数〇名（〇年〇月現在）←現状との差は？
- × 顔面の〇〇術 1ヶ所〇〇円 ←2ヶ所目以降は？
- × 「〇〇学会認定医」 ←活動実績ない団体の認定
- × 比較的安全な手術です
- × 〇〇の症状のある人 2人に1人が〇〇のリスク！
- × こんな症状は命にかかります。今すぐ受診を！
- × 〇〇手術は効果が高く、おすすめです

× 公序良俗に反する内容の広告

× 患者その他の者の主観または伝聞に基づく体験談の広告

× 治療の内容または効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前または後の写真等の広告

また、以下のような品位を損ねる広告も、「厳に慎むべき」とされています。

- × 今なら〇円でキャンペーン実施中
- × 無料相談された方全員に〇〇をプレゼント

前年より減少した職種が増えた医療関連職種の初任給

4 月は新年度の始まりです。また、新入職員を迎える時期でもあります。ここでは人事院が毎年行っている調査*から、医療関連職種別の初任給をご紹介します。

28 年より減少した職種が増える結果に

上記調査結果から、医療関連の職種別に直近 5 年間の初任給の推移をまとめると、表 1 のとおりです。

平成 29 年の初任給は、医師、診療放射線技師、栄養士大学卒、短大卒が 28 年より増加しました。一方、看護師と准看護師、薬剤師が 28 年に比べて減少しました。28 年は栄養士短大卒を除いて 27 年より増額だったことと比べると、前年より減少した職種が増えました。

職種ごとにみると、医師は 2 年連続の増加で、3 年ぶりに 40 万円台を突破しました。看護師は 3 年ぶりに減少に転じました。准看護師は 28 年に 18 万円を超えたものの、29 年には 17 万円台に戻りました。薬剤師は 28 年に比べ 0.4% の減少となりました。診療放射線技師は 3 年ぶりに 20 万円を超えました。栄養士は大学卒、短大卒ともに 28 年に比べて増加しました。

高まる初任給増額事業所の割合

次に、調査結果全体の初任給の改定状況をまとめると表 2 のとおりです。29 年の改定状況を見ると、増額した割合は高校卒、大学卒ともに 28 年より高まっています。特に高校卒では 36.9% と 28 年に比べて 5 ポイント以上も高くなりました。据置きだった事業所から、増額に転じたところが増えています。

【表2】初任給の改定状況 (%)

	高校卒			大学卒		
	増額	据置き	減額	増額	据置き	減額
27年	33.0	66.4	0.6	29.8	69.7	0.5
28年	31.7	67.9	0.4	31.0	68.6	0.4
29年	36.9	62.7	0.4	32.0	67.8	0.2

人事院「民間給与の実態」より作成

新卒採用を検討している医療機関では、こうしたデータを新卒採用時の給与の参考にされてはいかがでしょうか。

【表1】医療関連の職種別初任給の推移

職種	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	5年間の平均額	対28年増減率	
	(円)						(%)	
医師	479,467	411,295	350,606	391,011	416,337	409,743	6.5	
看護師	209,069	206,240	206,577	211,346	205,343	207,715	-2.8	
准看護師	172,512	174,165	179,770	182,289	175,046	176,756	-4.0	
薬剤師	221,088	218,555	223,584	225,244	224,419	222,578	-0.4	
診療放射線技師	192,477	201,466	191,713	196,187	202,034	196,775	3.0	
栄養士	大学卒	184,621	180,418	190,638	180,764	181,438	183,576	0.4
	短大卒	172,512	168,637	146,100	170,202	177,788	167,048	4.5

人事院「民間給与の実態」より作成

※人事院「民間給与の実態（職種別民間給与実態調査の結果）」

条件を満たした企業規模 50 人以上、かつ事業所規模 50 人以上の事業所を対象にした調査です。29 年は無作為抽出した 12,367 事業所を対象に実施されています。詳細は次の URL のページからご確認ください。

http://www.jinji.go.jp/toukei/0311_minkankyuuyo/0311_ichiran.htm

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『職員のマイカー通勤を認める際のポイントとは？』



当院の職員の多くはマイカーで通勤をしていますが、職員が通勤途中で事故を起こした際には、当院にもリスクがあるという話を聞きました。具体的に考えられるリスクとその対策について教えてください。



職員が交通事故を起こして加害者になってしまった場合、億単位の高額な損害賠償が本人に請求されることもあります。業務中や通勤途中での事故の場合には、使用者責任として医院も賠償請求されるリスクを負う可能性があります。そのため、マイカー通勤については許可制とし、車両の使用に関わるルールをまとめ、確実な運用をしておくことが重要です。

詳細解説：

1. 交通事故での医院の責任（使用者責任）

交通事故発生時には、加害者は救急車を呼ぶなどの道義的な責任のみならず、行政上の責任、刑事上の責任、民事上の責任とい



う3つの法律上の責任を負います。その事故が、業務中や通勤途中で発生した場合には、民法第715条の使用者責任の規定に基づき、医院の責任が問われることがあります。具体的には、職員本人に十分な賠償能力がないような場合には、医院に対し、賠償請求がなされることがあります。

2. マイカー通勤を認める際のポイント

自動車を運転する際には、事故のリスクを完全になくすことはできませんので、できればマイカー通勤は認めないという対応を取りたいところですが、公共交通機関がないようなケースにおいては、マイカー通勤を認めざるを得ない場合もあるでしょう。そのような場合には、少なくとも次のようなルールを定

めた上で許可制とし、許可申請書を提出させることが重要です。

(1) 運転免許証の確認

運転免許が失効していないか確認するため、マイカー通勤者には毎年1回以上、一定期日に運転免許証の写しを提出してもらい、確認することが必要です。

(2) 自動車保険（任意保険）への加入義務付け

交通事故によって医院に賠償責任が及ばないようにするためには、職員の通勤車両について一定の基準を超える自動車保険（任意保険）への加入を義務付けることも考えられます。一般的には限度額が対人・対物無制限の保険への加入を義務付け、その保険証券等の写しを提出させるなどの対応を行います。

(3) 誓約書の提出

マイカー通勤を認める場合には、医院の敷地内における車上荒らしによる盗難や事故、道路交通法違反といった問題が発生する可能性があります。そういったトラブルに医院が振り回されないよう、車両使用に関する誓約書を提出してもらうとよいでしょう。

事例で学ぶ 4 コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『報・連・相』



ワンポイントアドバイス

報・連・相



組織の一員として仕事をするとき、『報・連・相 (ほう・れん・そう)』を意識して実行できると、質の高いチーム医療・チームケアを提供することができます。この『報・連・相』とは、

・ 報告 ・ 連絡 ・ 相談

をいい、それぞれの特徴は次のとおりです。

● 報告…義務

私たちは組織に属していますので、何かがあれば報告をしなければならない“義務”があります。報告がない場合や遅れた場合に生じた問題は、何事も自分だけの問題ではなく、部署や組織の問題に発展してしまいます。必ず報告をしましょう。

● 連絡…相手を思う

連絡事項や申し送りなど、これらは“相手を思って”の行動です。連絡を忘れると困るのは連絡を忘れた自分ではなく、連絡をしてもらえなかった相手です。相手に不安な思いや嫌な思いをさせないように、相手にとって必要な情報は確実に伝えましょう。

● 相談…早めに

自分の価値判断で勝手にことを進めないよう、早めの相談をしましょう。特に医療機関は、患者様の命や身体に関わることが仕事です。自己判断は危険なことに繋がります。このとき誰にどの内容を相談すると、早く正確にことが進むのかを把握しておくといでしょう。特に院長先生に判断を仰ぐべきかどうかの線引きがポイントです。初めての内容や不安なことは、早め早めの相談を心がけましょう。

『報・連・相』は、遅れると内容の価値がなくなり、周りの人に迷惑をかけます。自分の価値判断や思い込みで行うことは危険です。『報・連・相』は、相手の立場にたって、迅速に、正確に、行いましょう。